

# 10月から全町民に マイナンバーが送付されます



マイナンバー  
キャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバー

**マ** イナンバーは、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12ケタの番号です。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係の無い番号が割り当てられます。マイナンバーは、平成28年1月以降、社会保障や税務関係

の書類を作成する際に使われるようになります。マイナンバーの活用により、例えば、福祉や年金の申請の際に用意しなければならない書類が減るなど、さまざまな行政手続きが簡素化されます。

**通知は、世帯ごとに送付されますので  
大切に保管しておきましょう**

マイナンバーは、「通知カード」で送付されます。特別な場合を除き、生涯変わりませんので、受け取ったら大切に保管しておきましょう。（紛失すると再発行手数料が掛かります。）

### 住民票の住所に 通知が届きます

原則としてマイナンバーは、住民票の世帯ごとに送付されます。

一人暮らしで、病院・施設に居るなどのやむを得ない理由により住民票の住所で「通知カード」を受け取ることができない方は、現在の居所に「通知カード」を送付することが可能ですので、町住民生活課までご連絡ください。

### カードが届いたら 書類の中身を確認する

マイナンバーは、簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

□マイナンバーの「通知カード」  
(材質は紙)

個人番号、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。大切に保管してください。

□「個人番号カード」の申請書  
と返信用封筒

□説明書

平成28年1月以降、  
マイナンバーは、こんな場面で  
必要となります

### 社会保障関係の手続き

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護

### 税務関係の手続き

- 税務署に提出する  
確定申告書、届出書、法定調書
- 町に提出する  
申告書、給与支払報告書
- 勤務先への届出

### 災害対策

- 防災、災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務

# 希望する方は、身分証明書としても使える個人番号カードを申請できます

個人番号カードとは、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別に加えて顔写真とICチップを搭載したプラスチック製のカードです。顔写真が載っているため、本人確認できる公的身分証明書として利用することができます。また、ICチップに記録される電子証明を用いて、e-Taxなどの電子申請にも利用できます。

※個人番号カードは無料で取得できますが、顔写真はご自身で用意していただかなければなりません。

## 個人番号カードを申請する

個人番号カードの申請方法は二通りあります。

### ① 郵送で申請

「通知カード」の下部が、「個人番号カード」の申請書になっています。必要事項を記入し、顔写真を貼って、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函してください。

### ② オンラインで申請

スマートフォンなどで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請することができます。

## 個人番号カードを受け取る

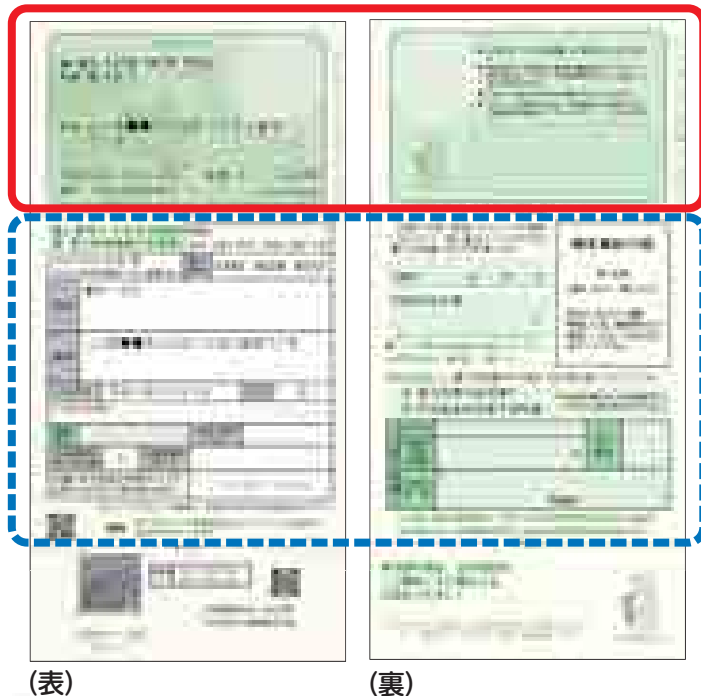
平成28年1月以降、ご本人が役場の窓口でお受け取りください。その際には、次の3つが必要となります。

- 大切に保管していた「通知カード」
- 個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- 運転免許証などの本人確認書類



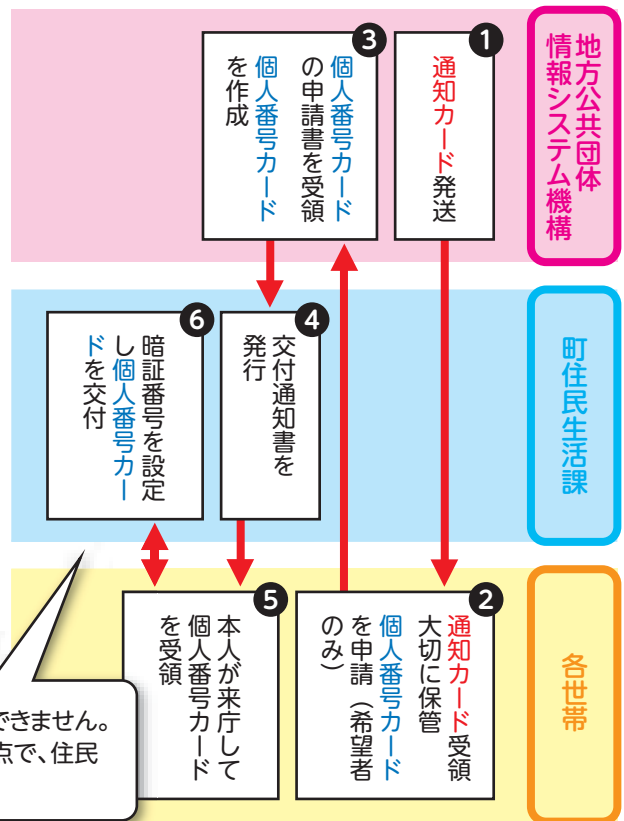
## 通知カードはこのように形式で送付されます

通知カード部分 (赤枠) 個人番号カード申請部分 (青枠)



- ★「個人番号カード」交付の際、「通知カード」は回収します。両方は所持できません。
- ★住民基本台帳カードをお持ちの方は、個人番号カードを取得した時点で、住民基本台帳カードを廃止し回収します。両方は所持できません。

## 「通知カード」の受領と「個人番号カード」交付の流れ



※「地方公共団体情報システム機構」は、市町村の委託を受けて、通知カードの送付や個人番号カードの作成などを行う団体です。

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111